

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるとは、そ  
の翌日)

◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関の辞退  
鶏等の移入を禁止する区域の指定の廃止  
土地改良区の役員住所の変更  
土地改良事業計画の適否の決定  
土地改良事業の工事の完了(四件)  
蒜山大山有料道路に係る岡山県管有料道路料金徴収条例  
等の一部改正  
河川区域の指定  
砂利採取法による聴聞会  
美容師試験及び美容師試験の実施

◇告 示

## 告 示

### 鳥取県告示第三百三十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十七条第一項の規定に基づき、次のように療養取扱機関の辞退があつたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関

する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 所 在 地 辞退の効力発生年月日

田 中 薬 局 西伯郡淀江町淀江五七三 昭和五十一年四月十七日

### 鳥取県告示第三百三十七号

昭和五十一年二月鳥取県告示第百八号及び昭和五十一年三月鳥取県告示第百六十三号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)は、昭和五十一年四月二十三日限り廃止する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

佐陀川右岸土地改良区

理事	松 本 善 治
変更前	米子市日下一四四一番地
変更後	米子市日下三一〇番地

鳥取県告示第三百三十九号

昭和五十一年二月七日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(福米地区区画整理)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、岸本町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

工事完了年月日

吉定地区農業用排水事業

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、米子市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

工事完了年月日

車尾地区農業用排水事業

昭和五十一年三月十八日

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、溝口町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

工事完了年月日

谷川地区農業用排水事業

昭和五十一年三月十日

大江地区農道整備事業

昭和五十一年三月九日

鳥取県告示第三百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、岸本町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
林ヶ原地区農業用排水事業	昭和五十一年二月二十九日

鳥取県告示第三百四十四号

蒜山大山有料道路に係る岡山県営有料道路料金徴収条例及び岡山県営有料道路料金徴収条例施行規程がそれぞれ次のとおり一部改正されたので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約(昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号)第七条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

岡山県営有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月二十五日

岡山県知事 長 野 士 郎

岡山県条例第七号

岡山県営有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例

岡山県営有料道路料金徴収条例(昭和四十五年岡山県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

一 名称及び区間

名称	区	間
鷺羽山有料道路	県道鷺羽山公園線のうち、倉敷市下津井吹上から同市広江六丁目まで	
蒜山大山有料道路	県道大山上福田線のうち、鳥取県日野郡江府町大字御机から岡山県真庭郡川上村大字上福田まで	

二 料金の額

車種区分	自動車等の種類	金額(通行一回当たり)	
		鷺羽山 有料道路	蒜山大山 有料道路
普通車	小型自動車(二輪のものを除く)、普通自動車(乗用のもの及び車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満の貨物用で三車軸以下のもの、乗合型自動車(乗車定員二九人以下のもの)、けん引普通車と被けん引普通車との連結車両	四五〇円	四五〇円

大型車(I)	普通自動車(車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上の貨物用で三車軸以下のもの)、乗合型自動車(乗車定員三〇人以上で路線を指定して定期に運行するもの)、けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(三車軸のもの)	七〇〇円	七〇〇円
大型車(I)	普通自動車(貨物用で四車軸以上のもの)、大型特殊自動車、乗合型自動車(普通車及び大型車(I)に該当するものを除く。)、けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(四車軸以上のもの)	一、六〇〇円	一、六〇〇円
軽自動車等	軽自動車、小型自動車(二輪のもの)、小型特殊自動車	三〇〇円	三〇〇円
軽車両等	軽車両、原動機付自転車、自転車その他の車両	五〇円	五〇円

備考

1 自動車等の種類は、道路整備特別措置法施行令第一条の七第三項各号に定める種類によるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

一 「けん引普通車と被けん引普通車との連結車両」とは、普通車に該当する小型自動車、普通自動車及び乗合型自動車並びに

軽自動車等に該当するもの(以下「普通車等」という。)のうち、けん引するための構造及び装置を有するものと普通車等のうち、けん引されるための構造及び装置を有するものとの連結車両で三車軸のものをいう。

二 「けん引自動車と被けん引自動車との連結車両」とは、けん引するための構造及び装置を有する自動車とけん引されるための構造及び装置を有する自動車との連結車両(けん引普通車と被けん引普通車との連結車両を除く。)をいう。

2 回数通行券による場合の料金の額は、この表による料金の額から一割以内の金額を割り引いて管理者が別に定める額とする。

三 料金の徴収期間

名称	徴収期間
鷺羽山有料道路	供用開始の日から二十五年間
蒜山大山有料道路	供用開始の日から二十三年間

附則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県営有料道路料金徴収条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和五十一年三月三十日

岡山県公営企業管理者 万代 忠典

岡山県営有料道路料金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

岡山県営有料道路料金徴収条例施行規程(昭和四十五年岡山県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「福田町広江」を「広江六丁目」に改める。

第十一条を次のように改める。

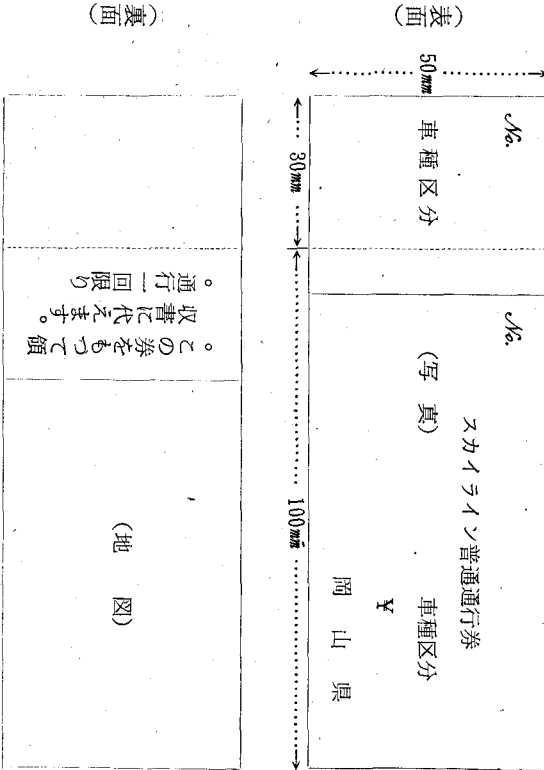
(通行券)

第十一条 普通通行券及び回数通行券の様式は、別記様式第六号及び別記様式第七号のとおりとする。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号(第11条関係)

普通通行券



備考

(1) 表面の地色及び文字色  
写真以外の地色は、次の車種区分別に、それぞれ当該右欄に定めるとおりとし、文字は赤色とする。

車種区分	色	彩
普通車	緑	色
大型車(Ⅰ)	桃	色
大型車(Ⅱ)	橙	色
軽自動車等	黄	色
軽車両等	茶	色

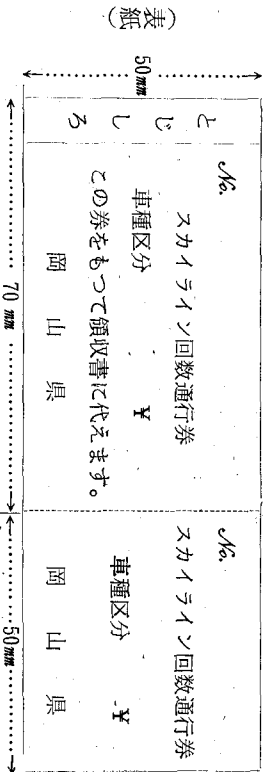
(2) 裏面の地色及び文字色

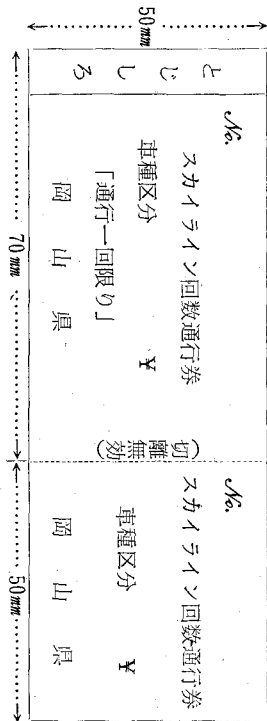
地色は白色とし、文字及び地図は青色とする。

塗料は緑中黄と赤のものとを併用する。

様式第七号(第11条関係)

回数通行券





備考

地色及び文字色 車種区分に応じて様式第6号(1)の表面の地色及び文字色に同じ。

様式第八号及び様式第九号を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の岡山県管有料道路料金徴収条例施行規程(以下「旧規程」という。)第十一条に定める回数通行券は、この規程による改正後の岡山県管有料道路料金徴収条例施行規程の相当する規定の回数通行券とみなす。

3 旧規程に基づき交付した回数通行券で未使用のものは、当該回数通行券記載の額と料金変更後の通行料金の額との差額を支払って通行に使用することができる。

鳥取県告示第三百四十五号

千代川水系に係る一級河川佐治川について、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備えて縦覧に供する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百四十六号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令・建設省令第一号)第十三条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞会の期日及び場所

昭和五十一年四月三十日 午後一時から

鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県職員会館第二会議室

二 聴聞当事者及び事案の内容

聴聞当事者	事案の内容
住所 氏名	
鳥取市吉方 四二	昭和五十年十一月東伯郡北条町大字下榊字中庚申松地内における砂利採取に係る砂利採取法第十二条による処分
代表者 岩谷政春	
倉吉市巖城 二九一の三	中部砂利生産協同組合
代表者 岩見進	右に同じ

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和51年4月23日

鳥取県知事 平 林 三

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和51年5月25日（火） 午前10時

場所 倉吉市巖城 鳥取県中部総合事務所会議室

(2) 実地試験

日時 昭和51年6月14日（月） 午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目 学校法人鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を得たもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和18年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第49号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和49年4月以後に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験

の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令（昭和28年

政令第282号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277

号) 第2条第4項の規定により、今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和28年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和51年4月23日から昭和51年5月12日まで(郵送のものについては、昭和51年5月12日までの消印のあるものは有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 (〒6880) 鳥取市東町一丁目220

鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書(別記様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し(県内居住者にあつては、書類提出の際卒業証書を保険所長に提示し照会を受けること。県外居住者にあつては、その者の住所地を管轄する保健所長等が原本と相違ないことを確認したものであること。)又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面(県外居住者にあつては、その者が実地習練を行った場所を管轄する保健所の所長の確認印のあるもの)

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。(県外居住者であつて、鳥取県収入証紙を購入できない場合は、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。)

(3) 納付した手数料は、返付しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、昼食及び上ばき

イ 理容師試験を受ける者

ウ 白衣

エ 調髪及び顔そりに必要な器具等

オ 応急薬品

ウ 美容師試験を受ける者

エ 白衣

イ 調髪及びコールドパーマメントウエアー等の施術上必要な器具



及び材料

(ウ) 応急薬品

(エ) モデルウイング(頭毛が純毛で黒色のものであり、毛髪の長さが前頭部、側頭部及び頭頂部は、それぞれ20センチメートル以上、後頭部は10センチメートル以上のものであること。)

8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈りでないものとする。

9 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地为管轄する保健所又は鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。

(3) 文書によつて照会する場合は、50円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

別記様式 (用紙は、B列5番とすること。)

証 紙  
はり付け欄

理容師(美容師) 受験願書

本 籍

住 所 (番地及び○○方まで記入すること。)

郵便番号

氏 名

生年月日 年 月 日生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師) 試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名 ㊟

鳥取県知事 平林 鶴三 殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数

学科試験	初回	2回目	3回目	4回目以上
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目以上